

お客様各位

2016年6月14日

フライングフィッシュ株式会社

海上人命安全条約(SOLAS条約)改正に伴う 国際海上コンテナの総重量の確定について

拝啓、貴社益々ご盛栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきまして、「海上人命安全条約」(SOLAS条約)は、従前より、国際海上輸出コンテナの総重量を船長に提出することを荷送人に義務づけていましたが、総重量の誤申告に起因するとみられるコンテナの荷崩れなどの事故が発生していることを踏まえ、本年7月1日より発効する改正SOLAS条約に総重量の確定方法が定められました。改正により、どのように量るか、責任者が誰か明確にしたものであります。

国土交通省では、この改正条約を実施するため、船舶安全法関係省令の「特殊貨物船舶運送規則」及び「危険物船舶運送及び貯蔵規則」を一部改正するとともに、「海上コンテナの質量の確定方法を定める告示」を制定しました。

- ・荷送人(船会社BL上に荷送人と記載される者)は定められた方法で確定したコンテナ総重量情報を船長(または代理人)へ提供する。
- ・荷送人自らコンテナ総重量の確定を行う場合は、国土交通省に届出。(届出荷送人)
- ・荷送人から委託を受けコンテナ総重量の確定を行う場合は、国土交通省への登録。(登録確定事業者)

コンテナ総重量情報の確定は、以下の二つの方法何れかとなります。

方法1) 貨物の入ったコンテナの総重量を適切な計測器で計測する方法

方法2) 個々の貨物、梱包材・ラッシング材を計測、コンテナ自重と合算して算出する方法

コンテナ総重量の伝達方法はバンニング場所でコンテナヤードの搬入票へ記載する形が主になります。

弊社はNVOCCとして本改正に対応いたしますが、実荷主様にて法令を遵守した形でのご対応、重量確定と伝達が重要になってまいります。

お客様におかれましては、これまでも計量法に基づく特定計量器、もしくはそれに準ずる計量器により正確な貨物重量を計測の上、船積書類等に反映いただいていることと思っておりますが、改めまして国土交通省のマニュアルに基づく計量や、コンテナ総重量の確定についてご確認の上、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

改正SOLAS条約の詳細につきましては、国土交通省ホームページをご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk8_000011.html

敬具

東京本社 TEL: 03-3510-7791

大阪支店 TEL: 06-6264-2033